

都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）は、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の電気設備（電気器具・配線を含む）の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲の電気設備に関する被災状況の調査報告
- （2）甲の電気設備に関する応急措置・対策工事

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

2 前条に基づき出動した乙の会員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第3条で定める業務を実施するものとする。

3 乙は、会員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の会員が第3条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

(災害補償)

第8条 業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の取り扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年 東京都条例第38号)に定めるところに準じるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。なお、有効期間満了の日までに、甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から1年間延長するものとみなし、以後この例による。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月16日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都教育委員会

教育長 印

乙 東京都港区元赤坂一丁目7番8号
社団法人東京電業協会

会長 印

東京都港区東麻布二丁目29番8号
社団法人東京都電設協会

会長 印